

新型コロナウイルス感染症在宅ケア継続支援事業

介護者が感染した場合の要介護者等（高齢者・障害）への支援

「在宅」での生活を継続するために

- 事業者・家族などへの支援を中心
- 十分な感染予防対策を講じた上でのヘルパーによるサービス提供

①感染防止コーディネート事業（感染防止専門家の派遣）

感染防止専門家（訪問看護師）による事業者・家族などへの感染防止方法の指導、ゾーニング、介護方法、健康状態の把握のための助言

②訪問看護事業所・訪問介護事業所に対する支援

要介護者1名につき協力金を事業者に給付。
支援の際に必要な防護服等の物資支援。

③その他、既存のサービスを利用した支援

相談支援機関^(※)によるサービス調整、「自宅療養等応援パック」お届けサービスの導入、配食サービスの利用など。

※基幹型・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者基幹相談支援センター、計画相談事業所、行政等

在宅が困難な場合

上記①～③に加えて④を展開

- 家族等の支援が受けられない方（身寄りがない、家族等が遠方）
- 24時間見守りが必要な方（認知症等により常に見守りが必要）

④自宅以外でのケア継続事業

これまでの在宅サービスを「自宅以外」において提供

●・宿泊施設の借り上げ

市内宿泊施設において、利用者用・介護者の着替え等用・常駐スタッフ用の部屋を確保

・短期入所施設等の借り上げ

●療養対応スタッフの配置（常駐）

期間中の対応や療養における健康状態の把握

●移送支援

宿泊施設等と自宅間の移送